

番号	必要書類	様式番号	提出の 要否	留意事項	提出確認欄		官用欄		
					いずれか 選択	過去に提出した 申請日及び申請番号			
1	特定技能所属機関概要書	参考様式 第1-11-1号	△ (注6) or (注7)		有	無		有	無
2	個人事業主の住民票の写し (注)マイナンバーの記載がなく、本籍地の記載がある ものに限る。		△ (注6) or (注7)		有	無		有	無
次のAからBまでのいずれかの場合に応じた書類									
3	A)労働保険事務組合に 事務委託していない場 合	労働保険概算・増加概算・確定 保険料申告書(事業主控)の写し 及び申告書に対応する領収証書 (口座振替結果通知ハガキ)の写 し (注)直近2年分が必要	△ (注5)	※労働保険の適用事業所でない場合に は、労災保険に代わる民間保険の加入を 証明する書類の提出が必要	有	無		有	無
	B)労働保険事務組合に 事務委託している場合	労働保険事務組合が発行した直 近2年分の労働保険料等納入通 知書の写し及び通知書に対応す る領収証書(口座振替結果通知 ハガキ)の写し (注)直近2年分が必要	△ (注5)	※口座振替結果通知ハガキを紛失した場 合には、都道府県労働局発行の「労働保 険料等口座振替結果のお知らせ」でも可	有	無		有	無
次のAからBまでのいずれかの場合に応じた書類									
4	A)健康保険・厚生年金 保険の適用事業所の場 合	社会保険料納入状況回答票又は 健康保険・厚生年金保険料領収 証書の写し (注)申請の日の属する月の前々 月までの24か月分が必要	△ (注5)	※納付や換価の猶予を受けている場合 に、社会保険料納入状況照会回答票にそ の旨の記載がないときは、納付の猶予許 可通知書又は換価の猶予許可通知書の写 しの提出が必要	有	無		有	無
	B)健康保険・厚生年金 保険の適用事業所でない 場合	個人事業主の国民健康保険被保 険者証の写し (注)保険者番号及び被保険者等 記号・番号を申請人側でマスキ ング(黒塗り)すること。	△ (注5)		有	無		有	無
		個人事業主の国民健康保険料 (税)納付証明書 (注1)初めて受け入れる場合に は直近1年分、受入れ中の場合 には直近2年分が必要 (注2)保険者番号及び被保険者 等記号・番号を申請人側でマスキ ング(黒塗り)すること。	△ (注5)	※納付や換価の猶予を受けている場合 であって、国民健康保険料(税)納付証明 書にその旨の記載がない場合には、これ らに係る通知書の写しの提出が必要	有	無		有	無
		個人事業主の国民年金保険料領 収証書の写し又は被保険者記録 照会(納付Ⅱ) (注1)申請の日の属する月の 前々月までの24か月分が必要 (注2)基礎年金番号を申請人側 でマスキング(黒塗り)するこ と。	△ (注5)		有	無		有	無

番号	必要書類	様式番号	提出の 要否	留意事項	提出確認欄		官用欄		
					いずれか 選択	過去に提出した 申請日及び申請番号			
5	個人事業主の税務署発行の納税証明書(その3) (注)税目は「①源泉所得税及び復興特別所得税」「②申告所得税及び復興特別所得税」「③消費税及び地方消費税」「④相続税」「⑤贈与税」		△ (注5)	※納税の猶予又は納付受託の適用を受けている場合は、当該適用がある旨の記載がある納税証明書及び未納がある税目についての納税証明書(その1)の提出が必要	有	無		有	無
6	個人事業主の個人住民税の市町村発行の納税証明書 (注)直近2年分が必要		△ (注5)	※納税緩和措置(換価の猶予、納税の猶予又は納付受託)の適用を受けている場合に、当該適用を受けていることが納税証明書に記載されていないときは、当該適用に係る通知書の写しの提出が必要	有	無		有	無
7	公的義務履行に関する説明書 (注)上記3から6までにし、「△(注5)」の適用により、提出不要の適用を受ける場合に必要	参考様式 第1-27号	△	※3から6までのいずれについても滞納がない場合に限る。	有	無		有	無